

米軍 F 15 戦闘機墜落事故に関する意見書

去る 5 月 28 日午前 8 時 43 分ごろ、沖縄本島東方約 126 キロメートルの米軍訓練海域上で、嘉手納基地所属の F 15 戦闘機 1 機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は多数のパヤオが設置され、マグロはえ縄漁やソデイカ漁の好漁場となっており、一歩間違えば操業中の漁業者を巻き込むなど大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F 15 戦闘機については、平成 6 年 4 月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故、平成 14 年 8 月の沖縄本島南方約 100 キロメートルの海上への墜落事故や平成 18 年 1 月の沖縄本島東約 54 キロメートルの海上への墜落事故を含めてこれまで 9 件の墜落事故があり、また、平成 16 年 8 月の CH 53 D 大型輸送ヘリコプター墜落炎上事故等もあって県民の不安が高まっている中、このような墜落という大きな事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

これまで相次いで発生した F 15 戦闘機やその他の航空機による事故等に対しては、本県議会を初め関係機関が関係要路に事故の再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行ったところである。さらに今回の事故に関して県や地元市町村等が関係要路に対して再発防止と原因究明の間、F 15 戦闘機の飛行を中止するよう要請を行ったところであるが、それにもかかわらず、5 月 30 日、米空軍が一方的に訓練を再開したことはまことに遺憾である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における F 15 戦闘機の飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 4 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査の実施及び補償を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 6 日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て